

高額割引の高額判定に関する規定

(平成20年6月2日改正)

(この規定の概要)

この規定は、当会社の定める主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）について、保険契約者を同一とする保険契約の死亡保険金額（当会社の定める主契約または特約については、当会社の定める取扱にもとづき換算した保険金額）の合計額によって死亡保険金額にかかわる高額条件の判定を行い、それに応じて、保険種類ごとに主契約の保険料率または当会社所定の特約の特約保険料率を定める場合の取扱について規定したものです。

第1条（用語の意義）

この規定において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
割引対象契約	この規定において死亡保険金額にかかわる高額条件の判定を行うことにより、それに応じて高額割引が適用される当会社の定める保険契約をいいます。
合算対象契約	保険契約者から申出のあった保険契約者を同一とする当会社の定める保険契約をいいます。
総保険金額	合算対象契約の死亡保険金額（当会社の定める主契約または特約については、当会社の定める取扱にもとづき換算した保険金額）の合計額をいいます。

第2条（割引対象契約における高額条件の判定）

割引対象契約の締結の際、総保険金額によって死亡保険金額にかかわる高額条件の判定を行い、それに応じて、割引対象契約の主契約の保険料率または割引対象契約の主契約に付加されている当会社所定の特約の特約保険料率（以下「保険料率」といいます。）を定めます。

第3条（割引対象契約における高額条件の再判定）

割引対象契約の契約日後、つぎの各号の場合に、総保険金額によって死亡保険金額にかかわる高額条件の再判定を行い、それに応じて、当会社の定める取扱にもとづき、保険料率を定めます。

- (1) 毎年の当会社所定の日が到来するとき
- (2) その割引対象契約において、主契約または主契約に付加されている特約の死亡保険金額（当会社の定める主契約または特約については、当会社の定める取扱にもとづき換算した保険金額）が変更されるとき
- (3) 総保険金額が増額されるとき